

記入例

改正後の会計基準では、『別記第十一号』(問11参照)。

別表第十二号(第十二条関係)

剰余金計算書様式
平成23年度〇〇市〇〇事業剰余金計算書
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

・減資及び増資を行わない場合でも、『資本金』の記載を省略することは適当ではない(問6参照)。
・『資本金』の内訳項目として『自己資本金』及び『借入資本金』を設け、区分して記載することは差し支えない(問7参照)。

『前年度末残高』がマイナスである場合は、当欄は『未処理欠損金』と記入する。
この場合、欠損金額を△を付して表記する。

『資本剰余金』及び『利益剰余金』において存在しない内訳項目は削除可(問6参照)。

前年度剰余金処分計算書の内容を転記。

議会の議決による処分を行わない場合、本項目(行)は削除可(関連:問4)。

前年度に旧法に基づき行った処分については、『前年度処分額』の内訳項目に行を追加(問8参照)。

直接補填を想定(問1参照)。

借入資本金の増減を想定。

組入資本金制度に基づく処理を想定。

法第32③に規定する資本剰余金の「処分」には該当しないため、条例の規定又は議会の議決は不要(平成24年2月14日付けQ&A問1参照)

貸借対照表における『自己資本金』と一致。

貸借対照表における『借入資本金合計』と一致。

	資本金		資本剰余金						剰余金					資本合計	
	自己資本金	借入資本金	資本剰余金			剰余金		利益剰余金							
			再評価積立金	受贈財産評価額	寄附金	補助金	工事負担金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	減債積立金	利益積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金		利益剰余金合計
前年度末残高	50,000,000	5,000,000	2,000,000	100,000	200,000	3,000,000	1,000,000	500,000	6,800,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000	66,800,000
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500,000	0	500,000	△ 1,000,000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500,000	△ 500,000	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500,000	△ 500,000	0	0
法令による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500,000	0	0	△ 500,000	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500,000	0	0	△ 500,000	0	0
処分後残高	50,000,000	5,000,000	2,000,000	100,000	200,000	3,000,000	1,000,000	500,000	6,800,000	2,500,000	1,000,000	1,500,000	0	5,000,000	66,800,000
当年度変動額	2,000,000	△ 500,000	0	0	0	500,000	0	100,000	600,000	△ 1,000,000	0	△ 1,000,000	500,000	△ 1,500,000	600,000
除却損への補填	0	0	0	0	0	△ 200,000	0	0	△ 200,000	0	0	0	0	0	△ 200,000
企業債の発行	0	500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500,000
企業債の償還	0	△ 1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,000,000
減債積立金からの組入	1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,000,000	0	0	0	0	△ 1,000,000	0
建設改良積立金からの組入	1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,000,000	0	△ 1,000,000	0	
補助金の受入	0	0	0	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	0	0	0	1,000,000
補助金の返還	0	0	0	0	0	△ 300,000	0	0	△ 300,000	0	0	0	0	0	△ 300,000
他会計繰入金の受入	0	0	0	0	0	0	0	100,000	100,000	0	0	0	0	0	100,000
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500,000	500,000	500,000
当年度末残高	52,000,000	4,500,000	2,000,000	100,000	200,000	3,500,000	1,000,000	600,000	7,400,000	1,500,000	1,000,000	500,000	500,000	3,500,000	67,400,000

- (注) 1 欠損金計算書は、この様式に準じて作成すること。
 2 この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。
 3 前年度処分額、当年度変動額の欄中「何々」とあるのは、処分、変動の内訳について事由(何々積立金の積立、欠損補填、出資の受入れなど)ごとに記載すること。
 4 議会の議決による処分額の欄は、法第32条第2項から第4項の規定による議決による処分を行ったものについて、条例第 条による処分額の欄は、法第32条第2項及び第3項の規定に基づく条例の規定により処分を行ったものについて、それぞれ記載するものであること。

貸借対照表における『資本剰余金合計』と一致。

剰余金処分計算書における『未処分利益剰余金』と一致。

当年度変動の結果、当欄がマイナスとなる場合は、『(当年度未処理欠損金)』となる。

貸借対照表における『利益剰余金合計』と一致。